

足利大学工学部 同窓会 会 則

昭和50年 3月 9日 施 行
令和 8年 5月16日 最終改正

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は足利大学工学部 同窓会と称する
第 2 条 本会は事務所を〒326-8558 足利市大前町 268 足利大学同窓会館内に置く

第 2 章 目的および事業

- 第 3 条 本会は会員相互の交誼を厚くし、かつ母校の発展に貢献することを目的とする
第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う
1. 集会に関する事項
 2. 会員原簿の管理および会員への連絡・共助に関する事項
 3. 会報および会誌等の発行に関する事項
 4. 母校の発展を助けるために必要な事項
 5. その他目的達成に必要な事項

第 3 章 会 員

- 第 5 条 本会の会員は次の4種とする
1. 会 員 足利大学工学部卒業生で終身会費を納入した者とする
 2. 準 会 員 足利大学工学部在学中で入学時に入会金を納入した者、ただし留学生においては大学の規定により納入が免除されている者（大学院生も含む）とする
 3. 推薦会員 足利大学大学院を修了し終身会費を納入した者とする
足利大学工学部に在籍した者で、本人からの申し出により、理事会が承認し終身会費を納入した者とする
 4. 特別会員
 1. 名誉理事 第 29 条 2 により選任・承認された者
名誉理事に就任後は、本会が開催する会議等に積極的に出席し、意見を述べる事が出来るが、賛否には加わらないこととする
 2. 特別会員 足利大学工学部に在職の教職員とする

第 4 章 役員、評議委員、事務局

- 第 6 条 本会は次の役員を置く
1. 理 事 10 名以上 20 名以内（内、会長 1 名、副会長 2 名、事務局長 1 名）
 2. 監 事 2 名
- 第 7 条 理事は総会において正会員の中から選出し、互選により会長 1 名、副会長 2 名、事務局長 1 名を定めることとする
- 第 8 条 監事は総会において正会員の中から選出する
- 第 9 条 会長は本会を代表し会務を総理する
- 第 10 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は代理する
- 第 11 条 事務局長は本会の事務を掌理し、事務局を統轄する
- 第 12 条 会長、副会長、事務局長、監事、理事は理事会を組織して、会務を審議執行する
- 第 13 条 監事は本会の会計を監査する
監事は本会が開催する会議等に積極的に出席し、意見を述べることは出来るが、採決には加わらないこととする
- 第 14 条 役員（名誉理事、会長、副会長、事務局長、監事、理事）の任期は2年とし重任を妨げないものとする
補欠役員の任期は前任者の残任期間とする
役員は任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行うこととする
- 第 15 条 役員は有給とすることができるものとする

- 第16条 評議委員は正会員・推薦会員中より選出し、その数は10名以上50名以内とし、任期は第14条に準ずるものとする
- 第17条 評議委員の選任は定期総会時に役員の推薦、または正会員の百分の一以上の推薦者を得て、定期総会開催の3ヵ月前までに、評議委員となる目的・方針および同窓会活動への提言を推薦状と共に文書で提出した者から総会の議を経て選出する
- 第18条 本会に事務局を設け事務局員を若干名置く
事務局員は理事会の承認を経て事務局長が任命し委嘱する

第5章 名 誉 理 事

- 第19条 本会に名誉理事を置くことができる
名誉理事は本会の役職が解かれる、理事会は以下の要件をもとに「名誉理事」として推薦し、定期総会にて承認を得て「名誉理事」就任を伝達する。
名誉理事は本会が開催する会議等に積極的に参加し、意見を述べることは出来るが採決には加わらないこととする

第6章 会 議

- 第20条 本会の会議は、総会、理事会、評議委員会とする
- 第21条 総 会
1. 定期総会は毎年1回、4月または5月に開催し、会則の改正と変更、予算および決算、役員の選任、その他理事会で必要と認めた事項を審議する
2. 臨時総会は理事会が必要と認めたとき、および会員の5分の1以上が、会議の目的たる事項を示し要求があったとき開催する
3. 理事会において総会の開催が困難と認められたとき、評議委員会を持って総会に代えることができる
- 第22条 理事会は年4回以上開催し、会長が議長となる
- 第23条 評議委員会は本会の理事および評議委員をもって構成され、年1回以上開催し、会長が議長となる
- 第24条 会議の開催が流行性疾病などの蔓延や、何らかの障害などにより、全員が一同に会しての議事が難しいと判断されたとき、会長は役員・理事などの了解を得て、Eメールなどの通信手段を利用し会議を開催することができることとする
その場合、事務局は審議内容等を書面で作成、送信して、全員からの質問などを受ける期間を設け、承認、不承認の意見を取りまとめ、議事録案とし、その議事録案は全参加者から承認を受けて、会合での審議に代えることができることとする
- 第25条 すべての会議の議決は出席者の過半数をもって決定し、賛否同数の場合は議長が決定する

第7章 会 計

- 第26条 本会の経費は、会費、寄付金および、その他の収入をあてる
- 第27条 本会の会費は次のとおりとする
1. 準会員が正会員となるとき、終身会費として50,000円を(4年次前期まで)納入する
2. 準会員となるとき入会金を納入する。ただしその額は理事会で定め通知する
3. 大学院生が推薦会員となるとき、終身会費として50,000円を(修了年前期まで)納入する
4. 一旦納めた会費は原則として返還しない
- 第28条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年の3月末日に終わるものとする

第8章 附 則

- 第29条—1 この会則の施行に関する細則は理事会の議を経て別に定める
1. 第5条1. 第5条3. 終身会費の納入が無かった者においては、会員原簿の中に「会費が未納」であることを付記し「正会員」「推薦会員」としない
留学生も同様の取り扱いとする
2. 第19条 名誉理事推薦の基準
1. 理事就任の期間がおおむね30年以上の者で、理事就任中に役員(会長、副会長、

事務局長、監事、理事）等に就任した者

2. 本会の理事就任のほか母校等で役職(学長、副学長、校長、大学(法人含む)事務局課長以上など)に就任し、就任中「同窓会の名誉理事」として同窓会活動に積極的に協力した期間があり、理事会が推薦する者
3. その他理事として積極的に日常活動等に参加し、理事会が推薦する者
4. 名誉理事の推薦にあたっては原則として同窓会役員経験者の中から選出する

附 則一 2

この附則は、会則の変更時期を記録として残すため記載しているもので、通常この会則は昭和50年 3月 9日から施行する
この会則は令和 8年 5月16日一部改正し施行する。と記載している

附 則一 3

1. この会則は昭和50年 3月 9日から施行する
2. この会則は令和 7年 5月17日に一部改正の提案があり、その後の理事会等で審議を重ね、令和 8年5月16日の定期総会で承認を受け施行し、役員選任時に適用して改正し施行した